

公立大学法人新潟県立大学大学案内 2020 および 2020 年度版新潟県立大学概要
制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、公立大学法人新潟県立大学（以下「本学」という。）の「大学案内 2020」及び「2020 年度版新潟県立大学概要」制作の業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めます。

2 委託業務の概要

(1) 事業名

公立大学法人新潟県立大学 大学案内 2020 および 2020 年度版新潟県立大学概要制作事業

(2) 業務内容

別紙「公立大学法人新潟県立大学 大学案内 2020 および 2020 年度版新潟県立大学概要制作業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から 2020年 3月 31日（火）まで

3 担当課・問い合わせ先

公立大学法人新潟県立大学入試広報課
〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地
TEL: 025-270-1311 FAX: 025-270-5173
E-mail : nyushi@unii.ac.jp
担当：志賀

4 委託金額

4,488,480 円以内
(消費税及び地方消費税を含む。)

5 スケジュール

期 日	項 目
平成 30 年 10 月 9 日 (火)	実施要領等の公表
平成 30 年 10 月 12 日 (金)	質問受付期限
平成 30 年 10 月 16 日 (火)	質問に対する回答通知
平成 30 年 10 月 18 日 (木)	参加表明書提出期限
平成 30 年 10 月 24 日 (水)	応募書類提出期日
平成 30 年 10 月 31 日 (水)	プレゼンテーション審査
平成 30 年 11 月上旬	審査決定通知
平成 30 年 11 月上旬	契約 (予定)

6 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足りる能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除く。）でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規程による更生手続き開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規程による再生手続き開始の申立をした者又は同条第 2 項の規程に基づく再生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後 2 年を経過していない者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

カ ア～オのいずれかの事項に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (5) (4)のア～カのいずれかの項目に該当する者を代理人として使用する者でないこと。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴

力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (7) 過去5年間（平成25年4月1日から公告日までの間）に、国、地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人の発注に係る印刷物制作業務(冊子・チラシ制作等)の請負契約を締結し、これらを誠実に履行完了した者であること。
- (8) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。

7 応募の方法

- (1) 提出書類 「参加表明書」【様式1】、「応募者概要書」【様式2】、「業務受託実績調書」【様式3】、【様式3】に記載した冊子の現物（紙媒体、3点以内とする）
- (2) 提出方法 持参（土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分）又は書留による郵送
- (3) 提出期日 平成30年10月18日（木）午後5時15分必着
- (4) 提出先 公立大学法人新潟県立大学業務推進部入試広報課
〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

なお、参加表明書等提出後に、上記6の要件を満たさなくなった場合には、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。

8 質問の受付及び回答

- (1) 質問提出方法
本実施要領及び仕様書に関する質問は、「質問書」【様式4】により入試広報課あてに電子メール（文章を添付し、送信後は電話連絡すること。）で送信ください。
- (2) 質問受付期限
平成30年10月12日（金）午後5時15分まで
- (3) 回答方法
平成30年10月16日（火）付けで参加者全員に電子メールで回答します。ただし、質問内容によって、本公募による選定に公平性を保てない場合、回答しないことがあります。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

「大学案内 2020」及び「2020 年度版新潟県立大学概要」それぞれについて、以下の①②③を提出してください。

- ①企画提案書（様式任意）
- ②参考見積書（様式任意）
- ③本業務にかかる実施体制（人的配置等がわかるもの。様式任意）

(2) 提出方法 7 (2) に同じ

(3) 提出期限 平成 30 年 10 月 24 日 (水) 午後 5 時 15 分まで

(4) 提出先 7 (4) に同じ

(5) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

10 選定方針等

(1) 選定方針

委託業者の選定は、公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）で提出書類及びプレゼンテーションについて審査を行い、提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に評価し、決定します。

なお、応募者が多数の場合、書類審査で 4 社程度に絞込みを行った上で、プレゼンテーションを行います。

(2) 審査方法

審査委員会による審査を行います。

(3) 評価基準

評価項目は別表 1 のとおりとします。

(4) 選定結果

審査委員会の審査結果は、すべての参加者に通知します。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 平成 30 年 10 月 31 日 (水)

詳細については、別途参加者に通知します。

(2) 実施場所 公立大学法人新潟県立大学

(3) 持ち時間 説明 20 分、質疑応答 10 分、計 30 分以内とします。

(4) 出席者 3 人以内とします。

(5) その他 プレゼンテーション用機材は参加者で用意ください。

ただし、液晶プロジェクタ及び電源は本学で準備します。

12 契約に関すること

(1) 契約の締結

審査委員会の審査を経て決定された業者と交渉の上、随意契約を行う。なお、決定された業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合、及び契約交渉の結果合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、選定結果により次点となった者と契約の交渉を行う。

(2) 契約締結に係る業務内容

決定業者から本プロポーザルにおいて示された企画提案書及び参考見積書の内容を基本とします。

(3) 契約金額

決定業者から本プロポーザルにおいて示された参考見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む）を基本とします。

1.3 その他

(1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とします。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ その他、審査委員会において不相当と認められた場合

(3) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 提出期限後における提出書類の提出、再提出又は差し替えは認めない。
- ウ 提出書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。
- エ 提出された参加表明書、質問書及び応募書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- オ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(4) 選定結果についての異議申立ては受け付けません。

(別表1) プロポーザル評価項目

項番	区分	細番	項目	配点
1	業務経歴	1	大学のパンフレットの製作等、広報実績は十分であるか	10
2	企画提案内容	1	業務の内容・本学の広報すべき点を適切に理解しているか	20
		2	パンフレット制作において、訴求効果のあるデザイン、内容になっているか	20
		3	提案内容は、本学の知名度・ブランド力が十分に伝わることが期待できるものであるか	20
3	業務実施体制	1	適切な業務実施体制が構築されており、継続的に本学との連携が図れる体制があるか	20
4	見積金額	1	積算が合理的で妥当な内容であるか	10
合計点				100

【参考】

「公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程」

(一般競争に参加させることができない者)

第2条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 前項に規定する特別な理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合とする。

(一般競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。